

第 1 回入間市指定管理者候補選定委員会会議録

- 1 日 時 令和 2 年 7 月 1 日（水） 1 3 時～1 4 時 4 5 分
- 2 場 所 入間市役所 B 棟 5 階 全員協議会室
- 3 出席者 委員長 友山宏一
委 員 鳥山政之、高山勇、宮岡実、新見輝明、福島和弘、小林由利、松下和英、
西村めぐみ
所管課 スポーツ推進課長 宮元良知、主幹 今井文香
図書館長 片寄貴之、主幹 萩原智明、副主幹 渡部慎一郎
事務局 企画部次長 浅見嘉之、企画課長 栗原康友、主幹 竹内一洋、
副主幹 齋藤謙次郎 主事 櫻木美智

4 欠席者 なし

5 委員長職務代理委員の指名

入間市指定管理者候補選定委員会規程第 4 条第 2 項に基づき、委員長の指名により、鳥山企画部長が委員長職務代理委員として指名された。

6 議 事

議 題

- (1) 指定管理者候補選定委員会の概要等について
- (2) 対象施設についての概要等について
- (3) 選定方法について
- (4) 募集要項、仕様書について
- (5) 採点方法について

(1) 指定管理者候補選定委員会の概要等について

事務局から、次の内容を説明し、委員全員に了承された。

①指定管理者候補選定委員会開催の趣旨について

市民の福祉を増進する目的で市民の利用に供する施設であるところの「公の施設」の管理については、その目的を効果的に達成するために、地方自治法において民間事業者等を指定管理者として指定することができることとされており、当市においても平成 18 年度から制度を導入している。現在 13 施設（①勤労福祉センター、②図書館分館、③地区体育施設等、④文化創造アトリエ、⑤児童センター、⑥博物館、⑦農村環境改善センター、⑧産業文化センター、⑨市民会館、⑩体育施設、⑪黒須保育所、⑫扇台福祉作業所、⑬老人福祉センター）に指定管理者制度を導入している。指定管理者の指定にあたっては、議会の議決を経て決定することとなっているが、指定管理者候補の決定にあたっては、条例・規則等及び指定管理者制度の導入及び

運用に係るガイドラインにより、応募書類に基づき選定委員会において選定することになっている。

今回、開催する選定委員会では、今年度で5年間の指定期間が満了する「地区体育施設等」と「図書館分館」について、次期指定管理者候補の選定をしていただくものである。

②ガイドラインの改訂について

入間市では、平成18年度からの指定管理者制度導入にあたり、平成17年に「公の施設への指定管理者制度適用に係る指針」を策定し、制度の運用を図ってきた。その後、平成27年5月に、より適正かつ円滑に指定管理者制度を運営していくために、指針を見直し、新たに「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」を作成した。このガイドラインは、運用上で生じた課題などを考慮し改訂を行っており、令和2年4月に改訂を行った。

今回は「モニタリング評価の実施時期」について修正した。モニタリングとは、指定管理者が協定書や仕様書に沿って、適正に施設運営を行っているかチェックすることであり、施設所管課が実施するモニタリング評価と第三者評価機関が実施するモニタリング評価がある。このうち、第三者評価機関が実施するモニタリング評価の実施時期について、これまでは指定管理期間の最終年度の4月～6月に実施していたものを、指定期間が5年の場合、原則として3年目に実施することに改めたものである。

今まで、第三者評価は、最終年度に実施することで、その結果を次期指定管理者候補の選定における資料として活用していたが、この第三者評価は、公の施設の管理・運営に係る評価を、中立的・専門的見地から検証することにより、指定管理者に「気づき」を与え、より住民満足度の高いサービスを提供することを目的としている。

このことから、第三者評価実施後の施設運営に評価結果を生かしてもらうために、最終年度ではなく、各施設の運営が安定する3年目に実施することに改めたものである。

③会議の傍聴・会議録について

評価・選定における自由な意見を保証するために従前どおり傍聴については行わない。要点をまとめた会議録を事務局で作成し、最終的な審議終了後に市公式ホームページで全ての会議録を公開する。会議録の委員による署名は省略する。

④今後のスケジュールについて

このスケジュールについては、公募による選定を前提としており、今後、10月中旬までに今回を含めて全4回、選定委員会を開催し、指定管理者の候補を選定いただく。

各回の内容については、第2回委員会を9月28日（月）に開催し、地区体育施設等の応募者によるプレゼンテーションを行い、また、第3回委員会を9月30日（水）に開催し、図書館分館の応募者によるプレゼンテーションを行い、委員の皆様には各団体の審査・採点をしていただく。その後、第4回委員会を10月15日（木）に開催し、採点の集計結果をもとに指定管理

者候補の決定をしていただく予定である。

委員長：今の説明で、確認したいことや質疑はあるか。特にスケジュールについてはよく確認
いただきたい。

委員：なし。

(2) 対象施設についての概要等について

対象施設についてスポーツ推進課と図書館から次の内容を説明した。

①地区体育施設等

地区体育施設等の設置目的は、「入間市地区体育施設設置及び管理条例」の第1条により、「スポーツの振興を図るため」とされており、地域の生涯スポーツの推進拠点として、地区住民のスポーツ・レクリエーションの利用に供している。対象施設は、市内5地区体育施設で、昭和62年から平成5年にかけて、藤沢、東金子、西武、黒須、宮寺の順で5地区に建設された。

施設の主な概要としては、全て鉄筋造の地上2階建の構造で延床面積は約1,200㎡あり、バスケットボール2面の広さを持つアリーナがある。その他、玄関フロア、夜間の機械警備装置があり、施設の中に入ると下駄箱、管理員が常駐する事務室、更衣室、用具庫、トイレが備わっている。また施設によって、2階の卓球場や舞台が設置されている地区体育館もあり、付随する屋外施設としてグラウンドやテニスコート、多目的広場等を設置しているところもある。

施設の特徴としては、建設当初から地区体育協会や利用団体を中心とした「地区体育施設等運営委員会」との協働による運営を行っており、指定管理導入後も、定期利用される登録団体の貸出の調整を行い、指定管理者と密接に連携している。また、どの地区体育館も建設から約30年近くが経過しており、劣化が顕著であるため、令和3年度以降において地区体育館の非構造部材の耐震化及び長寿命化に向けての改修工事を順次予定している。

なお、現在の指定管理者は、平成27年度に指定管理者候補選定委員会において選定された公益財団法人入間市振興公社が、平成28年度から令和2年度の5年間で、管理運営を行っている。

委員長：地区体育施設等の施設概要について説明があったが何か質問等はあるか。

委員：なし。

②図書館分館

図書館西武分館、金子分館、さらに藤沢分館の3つの図書館分館については、平成28年度から株式会社ヴィアックスが指定管理者となり、図書館の分館運営を行っている。この株式会社ヴィアックスについては、同じく所沢市の図書館分館においても指定管理者として、業務の運営を行っている。

各分館の施設概要について、図書館西武分館は、仏子駅から徒歩3分の場所にあり、鉄筋コンクリート造り2階建て、建物延面積2,120.11㎡で、平成5年5月8日に開館した。続いて図

書館金子分館は、金子駅から徒歩 10 分の場所に位置し、金子公民館、金子支所との複合施設となっている。複合施設としては、鉄筋コンクリート造り 2 階建であるが、図書館部分については 1 階にあり、図書館部分の面積は、307.78 m²となっている。最後に図書館藤沢分館については、武蔵藤沢駅から徒歩 15 分の場所に位置し、藤沢公民館、藤沢支所との複合施設となっている。鉄筋コンクリート造り 2 階建て、建物延面積 2,023.00 m²の内、図書館部分は、1 階に位置し、面積は 895.98 m²、平成 13 年 4 月 14 日に図書館藤沢分館として開館した。

次に平成 30 年度の図書館統計について、西武分館の蔵書点数は、138,935 点、貸出点数は 171,405 点、利用者数は 56,289 人、金子分館の蔵書点数は、57,433 点、貸出点数は 53,907 点、利用者数は 15,759 人となっており、藤沢分館の蔵書点数は、108,437 点、貸出点数は 256,762 点、利用者数は 75,691 人となっている。

西武分館・藤沢分館は、図書館本館同様、平日は午前 9 時から午後 8 時まで、土・日・祝日は午後 5 時閉館となり、金子公民館は全ての曜日において、午前 9 時から午後 5 時までとなっている。

委員長：図書館分館の施設概要について説明があったが何か質問等はあるか。

委員：なし。

(3) 選定方法について

委員長：選定方法について事務局から説明いただきたい。

事務局：選定方法については、複数の業者から広く募集を行う「公募による方法」と特定の業者の応募を求める「非公募による方法」がある。指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドラインによると、総務省は「指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させること」としており、本市においても、「指定管理者の選定は原則公募とする。」とある。また、「ただし、以下の理由があてはまる場合には、公募によらない選定方法（特定の単独または複数の団体に応募を求めることをいう）をとることができるものとする。この場合、指定管理者制度創設の趣旨を鑑み、相当程度の合理性が認められる場合に限定する。」とし、理由によっては非公募とすることもある。

ここで地区体育施設等と図書館分館のこれまでの経緯について説明する。地区体育施設等、図書館分館ともに指定管理者制度を導入したのは、平成 28 年 4 月であり、両施設とも「公募による方法」により選定し、指定管理者を決定している。委員の皆様方には、地区体育施設等及び図書館分館の指定管理者候補選定を「公募」か「非公募」かのどちらの選定方法で、募集を行うかを決定していただきたい。

①地区体育施設等

委員長：最初に地区体育施設等の所管課であるスポーツ推進課の公募、非公募についての意見をいただきたい。

所管課：地区体育施設等の指定管理者の選定方法については、前回は公募によるものであった。

2期目の今回についても、「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」にある、「公募によらない選定方法」を採用するような特段の理由が無いことから、公募としたいと考える。

委員長：事務局からの説明では原則公募となっており、所管課であるスポーツ推進課からも非公募による応募の規定に該当する理由はないとのことから、複数の業者から広く募集を行う「公募による方法」とすることでよいか意見や質問をお願いしたい。

委員：公募によらない方法で指定管理業者を選定した施設は今までにあるのか。

事務局：今までの選定委員会の中で公募によらない方法によって選定した施設は、文化創造アトリエと産業文化センターと市民会館、黒須保育所と扇台福祉作業所となっている。

委員：以前産業文化センターと市民会館が非公募になった時は、工事があるとの理由で非公募となっていた記憶がある。地区体育施設等においても今後耐震工事があると説明があったが非公募とする理由になることはないのか。

所管課：おっしゃる通り工事の予定は入っている。まだ確定ではないがもし工事に入った場合、一定期間地区体育施設等が休止となる期間があるが、そこに関しては指定管理者との協議によって指定管理料を返還等の協議を行いながら運営させていただく。特に工事があるからといって公募にしないということはない。

委員長：他に意見がないようだが、まず地区体育施設等の選定方法については公募として決定してよいか。

委員：よろしい。(委員全員)

委員長：では地区体育施設等の募集方法については公募として決定する。

②図書館分館

委員長：続いて図書館分館の所管課である図書館の公募、非公募についての意見をお願いしたい。

所管課：図書館分館においては、平成28年度から指定管理者制度を導入したことにより図書館が活性化されてきた。そこで、更なるサービスの向上や経費の見直しからも競争原理を導入することが適当であると考え、所管課としては公募を行っていきたいと考えている。

事務局：所管課である図書館からも非公募による応募の規定に該当する理由はないとのことから、複数の業者から広く募集を行う「公募による方法」とすることでよいか意見や質問をお願いしたい。

委員：指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドラインに、「以下の理由があてはまる場合は公募によらない選定方法をとることができる」として「公募を行った場合であって、申請がないとき」とあるが、既に指定管理が導入されている施設の場合、他の業者が応募を躊躇する等、公募にあたって何か影響はあるのか。

事務局：確かに公募を行った際に応募してきた業者が 1 社のみの場合もある。その場合には 1 社であっても指定管理業者としてふさわしいかを選定委員会において審査し決定する。過去の選定委員会においても公募した施設の指定管理を行っている業者 1 社のみが応募してきたこともあったが、その場合であっても応募してきた業者を指定管理業者としてふさわしいか審査し決定した。また過去において応募が 1 社もなかったということはない。

委員長：他に意見がないようだが、図書館分館の選定方法についても公募として決定してよいのか。

委員：よろしい。(委員全員)

委員長：では図書館分館の募集方法については公募として決定する。

(4) 募集要項、仕様書について

①地区体育施設等

所管課：それでは、募集要項と業務仕様書について説明する。資料は、「入間市地区体育施設等指定管理者募集要項(案)」について、最初に「指定管理者制度導入の目的」を記載し、「施設の概要」として今回の指定管理対象施設である 5 地区の体育施設等を記載した。その中の「基本方針」では、地区体育施設等の設置目的や特色、方針について記載し、その中で指定管理者に期待することとして、『施設の特性をふまえ、適正な維持管理や快適な施設提供、地区のニーズを反映した利用者増加の取組み、地区住民のスポーツ活動を促進する魅力的な事業実施、地区の運営委員会との効果的な協働の取組みなど、費用対効果の高い管理運営』としている。次に、「管理の基準」ではテニスコート等の屋外施設については照明設備が無いため、使用時間は午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとなり、屋内施設とは使用時間が異なる。「業務内容」については、指定管理業務として、(1)「地区体育施設等及びこれらに附属する設備備品の使用の許可に関する業務」、(2)「地区体育施設等の維持管理に関する業務」、(3)「地区体育施設等の事業運営に関する業務」、(4)「地区体育施設等が所有する備品等の管理・貸出業務」とし、その業務の詳細は仕様書に記載している。続いて、「経費等に要する事項」には指定管理に係る経費について記載している。地区体育施設等の使用料は無料であるため、指定管理者が使用料収入を収受する利用料金制の採用はない。指定管理料の具体的な金額や支払方法等については協定書で定め、予算の範囲内において支払うこととなっている。また、指定期間中に改修工事等が行われ、施設で休館期間が発生した場合、その間の指定管理料の削減については、指定管理者と協議の上、年次協定書に記載する。指定管理料のうち、光熱水費及び修繕費については精算項目であるため、残金が生じた時には市に返還することとなっている。「指定管理料」については、年度別の上限額を記載し年額 45,493 千円とした。主な内容としては、5 地区の体育施設を統括する人員の人件費、消耗品などの事務費、清掃用具や保険料などの管理運営費、事業実施の

ための事業費、機械・設備点検、樹木管理、受付管理業務などの委託料となる。5年前と比較すると委託料の受付管理業務の人件費の変動分を考慮しており、そこでの金額が増額となっていることと、今回は各施設において地域と連携した事業を実施してもらうため、各施設 50 千円を割り振り、250 千円を事業費として設定している。次に「特記事項」では、指定期間中に大規模修繕その他の理由により指定管理業務を一定期間休止する場合には、基本協定書等の内容について、指定管理者と協議の上、変更することについて記載している。令和 3 年度以降に、地区体育館の改修工事を順次予定しているため、この記載事項に準じて対応することになる。「指定管理者の公募手続き」として、公募のスケジュールを、募集開始から現地説明会、申請受付、留意事項について記載している。現地説明会は 7 月 30 日を予定しているが、多くの事業者に参加いただけるよう、都合の悪い事業者には別日を用意する等して柔軟に対応したいと考えている。「選定方法」では、指定管理者の選定方法や審査方法、審査基準、審査のポイント等について記載している。特に審査のポイントとして、効果的かつ効率的な管理、指定管理料削減の工夫、利用者本位の質の高いサービス、スポーツ推進計画の視点に立った効果的な事業、地域との連携・協働の取組み、危機管理体制等を挙げている。また審査項目一覧として、9 つの審査項目として「基本方針」、「関係法令等を遵守した適切な管理運営の確保」等と配点について明記した。審査項目の中でも、地区体育施設等の設置目的を効果的に実施するために重要である「施設の維持管理」、「地域との連携・協働」の項目は配点を高く設定した。

では次に、資料「業務仕様書（案）」を説明させていただく。「管理運営体制」として、指定管理業務を実施するための職員体制や留意点について記載している。特に人数は明記していないが、管理運営を実施するにあたり、必要な業務執行体制を確保し、5 つの地区体育施設等を統括する統括管理者を設置することとした。「事業運営」については、「スポーツ推進計画」に明記した課題をふまえて事業を企画し、地区の運営委員会や団体、学校、関係機関との連携事業を年間 1 事業以上、実施いただくこととしている。「設置目的を効果的に実現するために必要な業務」としては、①インフォメーション機能の充実、②施設の利用者数の増加促進、③地区の運営委員会や関係機関等との連携を挙げ、地区住民が生涯に渡り、スポーツ・レクリエーションを通して健康づくりや仲間づくりを行うことができるよう、関係機関との連携による事業実施や情報発信を重視していただくようにしている。

委員長：地区体育施設等の募集要項と業務仕様書について、確認したいことや質疑はあるか。

委員：なし。

②図書館分館

所管課：図書館分館の募集要項と業務仕様書について説明をする。資料「入間市立図書館西武分館・金子分館・藤沢分館指定管理者募集要項（案）」について、「対象施設の概要」、

「管理の基準」について記載しているが、金子分館・藤沢分館と西武分館には、管理業務に大きな違いがある。金子分館・藤沢分館は、公民館と支所との複合施設の中にあるため、施設管理業務としての機械警備や自家用電気工作物保安管理、エレベーター保守管理等の業務については、各公民館が業務管理を担っているため、西武分館と違い、金子分館・藤沢分館にはその業務は課されていない。さらに、西武分館のみ、視聴覚ライブラリー施設等が設置されているため、視聴覚ライブラリーを使用する事業の実施や維持・管理が行われている。「経費等に関する事項」の内、②指定管理料の精算として、光熱水費及び修繕費については、実費において残金が生じた際、教育委員会に返還することとなっている。さらに、③施設の修繕・改修工事の内、修繕・改修工事については、150万円を上限に、指定管理者が教育委員会と協議の上、実施することとなっている。「指定管理料」については、上限額（年度額）が記載されている。この金額については、仮に図書館分館を直営で運営、維持・管理を行った場合の費用や、平成28年度から令和元年度までの指定管理料の実績等を参考に、金額を調整し積算した金額となっている。他には指定管理者への申請方法や事務的なスケジュール、選定方法などを記載している。また「入間市立図書館西武分館・金子分館・藤沢分館指定管理者候補選定審査項目一覧」、「協定の締結」について記載している。審査項目一覧については項目毎に配分が異なってきたが、配点が大きい項目については所管課として指定管理業者を選定する際にその項目を重視しているということである。次に資料「入間市立図書館西武分館・金子分館・藤沢分館指定管理者業務仕様書（案）」について説明する。この仕様書については現在図書館分館で行われている業務を参考に教育委員会で点検しさらに修正し、細部にわたり業務方法等を記載したものである。連絡調整に関する会議等については、各分館では本館との連携協力を図り円滑な業務遂行のため①図書館協議会、②館運営会議、③選書会議、④児童担当者会議、⑤システム調整会議、⑥運営評価検討会議を開催することとされている。ただし、指定管理者から新たなサービスや業務等についての提案が行われた場合には、そのサービスや業務が図書館分館にとって適切であるかなどの協議を行い、そのサービス等が採用された場合には、この仕様書も修正していきたく考えている。

委員長：図書館分館の募集要項と業務仕様書について、確認したいことや質疑はあるか。

委員：図書館は利用者が大変多いため、ウイルス対策についても非常に関心が高いと思われる。仕様書別紙の「施設の維持管理に関する仕様書」の内、「清掃業務」について記載されているが、今後選定する指定管理業者に対し新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのウイルス対策を行うよう、仕様書の内容を修正した方が良いのではないかと。

所管課：今回のコロナ禍においても感染防止の対策は万全に行ってきたが、仕様書には対策について記載をしていないので修正する。

委員長：では地区体育施設等の募集要項と業務仕様書の決定について、はじめにスポーツ推進課が示した案で決定してよろしいか。

委員：よろしい。(委員全員)

委員長：募集要項、仕様書についてスポーツ推進課案のとおりとする。つづいて図書館分館の募集要項と業務仕様書の決定について、委員から指摘された箇所を修正した上で、図書館が示した案で決定してよろしいか。

委員：よろしい。(委員全員)

委員長：募集要項、仕様書について図書館案のとおりとする。

(5) 採点方法について

事務局：募集要項で定めた審査項目に基づき作成したのが、「指定管理者候補選定委員会審査票(案)」であり、応募者によるプレゼンテーション終了後に委員に記入していただくものとなる。応募書類やプレゼンテーションで提案された内容等を審査いただき、5点(優れている)・4点(良い)・3点(普通)・2点(やや劣る)・1点(劣る)の5段階で採点し、採点欄に記入していただく。5点満点で採点いただき、その採点に1~5を乗じて得た点をその項目の得点とする。

最終的な候補の決定方法は、①資格審査として、提案者が申請制限に該当するか否かを施設所管課と事務局で確認する。具体的には提出書類の確認や警察への照会等により確認を行う。申請制限に該当した場合には、当該提案者は失格となる。次に、②提案審査として、より公平に評価するため、最高点と最低点を除いて算出した平均点をその審査項目の選定委員会としての評価点とし、その合計の総合評価点が最も高い提案者を指定管理者候補として選定する。仮にこの総合評価点の1番高い応募者が2つ以上となった場合は、委員長が決することとしたい。施設の適正な管理運営と市の求める公共サービス要求水準を担保するため、最低基準点を設け、配点合計の7割の210点とする。また、応募が1団体であったとしても、この最低基準点に達しない場合には選定されず、再度公募を行いたい。

委員：採点方法について、最高点と最低点を除いた平均点をその審査項目の選定委員会としての評価点とするということは、例えばある委員が出した総合点が210点を下回っていたとしても審査にはあまり影響がないということか。

事務局：一人の委員の総合点が210点に満たなかったとしても、選定委員全体で出した総合点が210点を上回っていれば、最低基準点を上回っていることとなる。

委員長：他になければ採点方法は事務局案でよいか。

委員：よろしい。(委員全員)

委員長：では採点方法については事務局案とする。

7 その他

次回の日程について

事務局：その他について、次回の日程について説明する。今後募集要項や仕様書等の配布、所

管課による応募者に対する現地説明会、応募者からの申請、所管課と企画課による資格審査を経て、提案者によるプレゼンテーションを地区体育施設については9月28日、図書館分館については9月30日の次回選定委員会において実施する予定である。9月28日の地区体育施設のプレゼンには図書館分館の選定委員は出席いただく必要はない。また、9月30日の図書館分館のプレゼンについても地区体育施設等の選定委員は出席いただく必要はない。

次回委員会の開始時間及び終了時間については、応募団体数により変わるため、応募団体数が決まり次第、後日開催通知でお知らせをする。

以 上